



日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

97.5.19 No. 4599

管理者の責任放棄と「効率化」で 現場はメチャクチャ

幕電

幕張電車区では、四月一日に強行された構内と仕業の融合化以降、多くの問題が噴出している。問題点は、融合化という無理な「効率化」を原因として発生したもののみならず、区の管理者の業務遂行能力が崩壊してしまっていることを原因としたもの、現場で働く者の意見を全く聞こうともしない強権的な労務政策に端を発したものなどが重なりあって、極めて深刻な状態となっている。

動労千葉は、五月一日に千葉支社に申し入れを行い、一四日に団交が開催されたが、動労千葉が指摘した問題点のほとんどについて、「多くの問題がある」と受けとめたので主管部で実態を調べ対策をとりたい。問題点が多いので少し時間をかけてほしい」と回答せざるを得ない状態だ。――問題点をざつと列記すれば次のとおりである。

休憩時間が足りない作業ダイヤ

(1) 融合化に伴つて、構内・仕業は四月一日以降新しい作業ダイヤとなつたが、なんと、構内C、Dという泊勤務の土休日の作業ダイヤの休憩時間が就業規則に定められた時間よりも二分少なく設定されていたのだ。この就業規則違反の作業ダイヤが一ヶ月にもわたつて使われていたのである。現場からの指摘によつて区当局はようやく訂正したもの、この一ヶ月間について、どのように整理し責任をとるのかについては、未だ明らかにされていない。

変更時間も明示せず、責任放棄

(2) しかも区当局は、連日の休憩時間変更についても、自らは、日報も読めず、作業の内容が全く解らないため、「日勤1」という、構内作業の担当者に行なわせていたのである。

「日勤1」は、具体的な作業手順等の指示や伝達はしても、当然のことながら、休憩時間の変更や超過勤務等、勤務の変更を命じる権限はもつてない。

それは明らかに管理者の仕事である。しかし、「日勤1」の担当者が、「自分は休憩時間の変更まで命じることはできない。それも管理者がやつてほしい。されば、休憩時間を変更するのであれば、変更する時間ははつ

うやく非を認めたのだ。

(2) 四月一日以後、連日にわかつて、区当局が作成した作業ダイヤに定められた休憩時間を変更しなければ作業が回らない状況が生みだされた。現場では、融合化移行当初から「このダイヤでは作業が回らない」と区当局に指摘していたことであった。

しかし区当局は、「できなければ休憩時間を変更してやれ」という一点張りで、作業ダイヤに問題があることを絶対に認めようとした。作業ダイヤが変更されたのは一ヶ月以上たつた五月六日である。現場の声は一切聞こえとせず、動労千葉が五月一日に申し入れを出してようやく非を認めたのだ。

点呼では作業指示も行なわず

(4) そればかりではない。構内作業では、運用変更等によって、作業ダイヤ上に指定されて、作業ダイヤ上に指定されて、作業ダイヤ上に指定されていない臨時の作業が発生するが、区当局は、前日のうちに判つており、日報にも記載されている。において作業担当者の割り振り・指定すらしようとしている。

そのため、「日勤1」の担当者が点呼前に、仕業掲示板、作業ダイヤ、日報の三つをつき合わせて検討しなければ、作業が進まない状態が続いている。まさに、管理者としての責任を放棄してしまっているに等しい事態が続いているのである。

教育にも問題が

(7) 教育にも問題がある。融合化に伴う土職の検修教育は、わずか一徹三日勤だ。これでは仕業検査の手順を憶えるだけが精一杯である。当初区当局は、技術係と土職をペアで作業を行なうと言つていたが、実際はこれらも反古にされている。それはかりか、「八三系の分割作業などは、本来パン台のある所で行なわなければいけないはずの困難の作業にも係わらず、見習い

だけなのだ。

(6) こうした状態のなかで、最大の負担がかかっているのが、「日勤1」担当者だ。指示・伝達が中心の業務にもかかわらず、結局臨時の転線作業等に飛び歩かなければならなくなる。本来の仕事である作業の開始や終了の注視・確認や作業の変更・臨入・特発等の伝達事項を把握することも困難になる。しかも、融合理化によって洗場における作業分担は複雑化しており、転線指示が容易ではなくつて、区当局は作業内容も解らぬまま「やれ」と命じるだけなのだ。

管理責任放棄で現場に負担が

きりさせなければならないはずだ」と質しても、「日勤1」が指示できないことはない。休憩時間の変更を指示して作業をやらせろ」という一点張りで業務が強制してきた。

こうした状況のなかで、幕張では、変更時間も明示しないまま休憩時間の「変更」が行なわれ続けてきたのである。

強制されても、「日勤1」が指示できないことはない。休憩時間の変更を指示して作業をやらせろ」という一点張りで業務が強制してきた。

こうした状況のなかで、幕張では、変更時間も明示しないまま休憩時間の「変更」が行なわれ続けてきたのである。